

# J-1ビザ研修プログラムの学術機関との連携

一般社団法人 日本国際実務研修協会 (JIPT)

プログラムマネージャー 中根 由寿子

Yuzuko Nakane

## はじめに

日本の企業そして経済のグローバル化が進む中で、海外に関心を持つ学生が、海外の企業等で数カ月間実務を体験する「ビジネスインターンシップ」が人気を集めている。長期留学と比べて期間が短いため、就職活動のスケジュールに影響がないことも魅力となっている。

一方、学術機関側としても、国際的に活躍できる人材の育成が極めて重要な課題となっており、これに色々なかたちで対応しようとしている。このところ、マスメディアでも大きく取り上げられてきている秋入学制度を可能にするケースや、ビジネスインターンシップで取得した海外での単位を国内の大学で認定するケースの増加などもある。また、こうした中で、企業にとっても国際的に活躍できる人材の育成は、ますます重要な課題となって来ている。

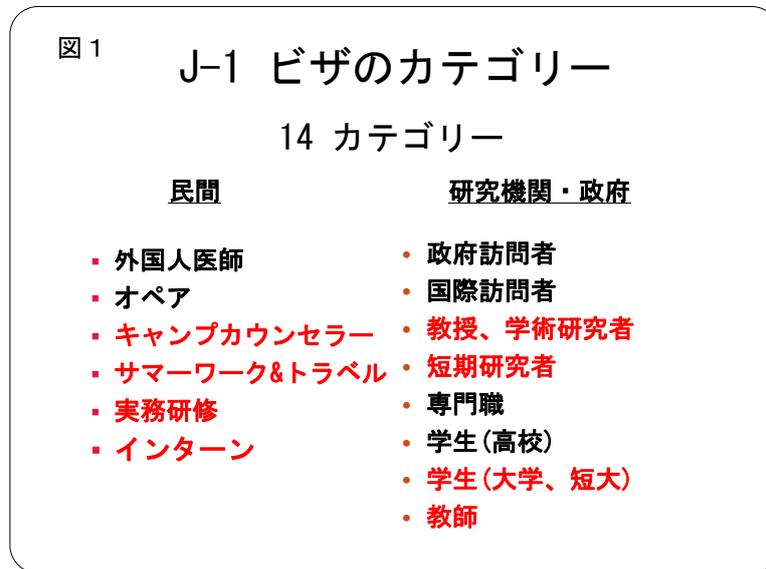
そこで今回、学生、研究者、そして、学術機関に携わる職員等までアメリカで国際交流および実務研修ができる「Train USA プログラム」という研修プログラムと、それに必要なビザ取得について説明する。

そもそも、アメリカに観光目的等の短期滞在でなく（収入を伴い）滞在するためには、何かしらのビザの取得が必須であるが、Train USA プログラムで使用するのは、J-1というカテゴリーのビザである。ちなみに、J-1ビザとは、「交流訪問者ビザ」と呼ばれているアメリカのビザカテゴリーの中の1つである。その主旨は、日米の文化交流を目的とし、アメリカでしか学ぶことのできないスキルや技術を習得するためのものである。従って、アメリカ以外でも習得することができるスキルや技術については、実務研修の対象とならない。

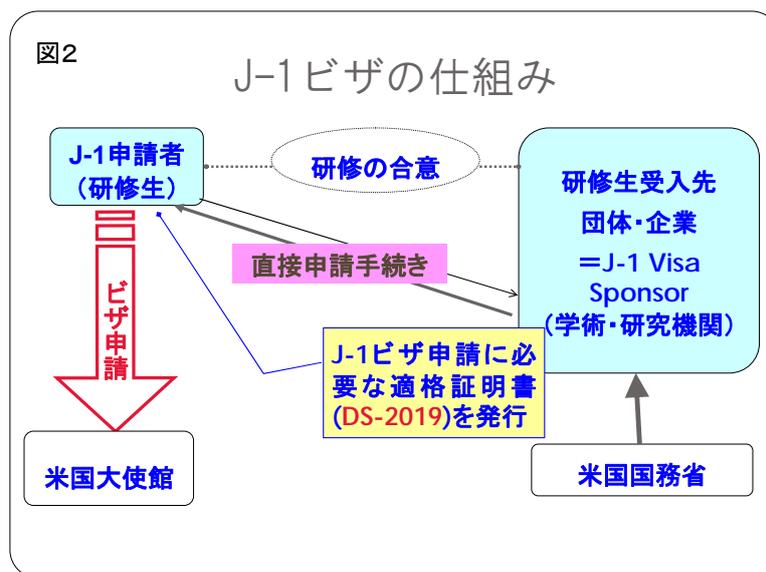
我々、一般社団法人 日本国際実務研修協会（以下「JIPT」という。）は、アメリカにある「Cultural Vistas」という団体と独占契約を結んでいる日本で唯一の団体であり、「Cultural Vistas」とは、アメリカ国務省から認可を受けJ-1ビザを利用した実務研修プログラムの審査を行うアメリカ最大の認可団体である。JIPTは、Cultural Vistasが実施しているこの「Train USA プログラム」の申請窓口であり、日本での手続きの第一次審査を担っている。

このJ-1ビザには、14のカテゴリーがある【図1参照】。大きく分けると、政府の研究機関カテゴリーのものと民間カテゴリーのものとの2つである。その中で、Train

USA プログラムの手続きで申請できるのは、民間カテゴリーで、その中の実務研修（Trainee カテゴリー）とそのサブカテゴリーである Intern という2つのカテゴリーがある。



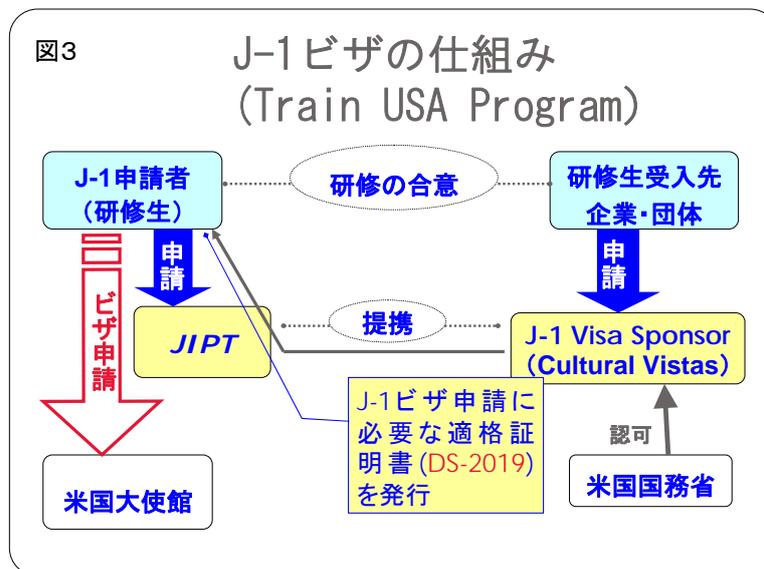
ここで、簡単にJ-1ビザ取得方法の仕組みを説明したい。【図2】のとおり、J-1ビザを取得するためには、アメリカ大使館へのビザ申請の前の段階で、必要な手続きがある。つまり研修を希望する者は、（Cultural Vistasを含む）アメリカ国務省教育文化局が承認した研修プログラムを行う団体（以下「アメリカ国務省認可団体」という。）の審査・承認を受け、適格証明書（以下、「DS-2019」という。）を取得しなければならない。一方、J-1ビザは、他のアメリカ就労ビザと異なり、アメリカ移民局や労働局からの許可を必要とせず、アメリカ国務省認可団体の承認のみで申請できる。



このアメリカ国務省認可団体から DS-2019 の発行を受けるには、大きく 2 つのパターンが考えられる。まず、1 つ目は、アメリカにある受入れ機関（企業・団体）自体がアメリカ国務省認可団体である場合である。この場合は、当該機関が独自に DS-2019 を申請者に対し直接に発行し、それをもって申請者は、アメリカ大使館で J-1 ビザを申請することができる。

一方、申請者をアメリカに派遣したいが、受入れ機関がアメリカ国務省認可団体ではない場合、アメリカ国務省認可団体（Cultural Vistas のような）を通して審査を受け、DS-2019 を取得しなければならない。

手続きの流れとしては、【図 3】のように、まず、日本の申請者とアメリカでの受入れ機関との実務研修に係る合意が必要である。次に、合意が得られたら、日本とアメリカの双方が同時進行で申請準備を開始する。JIPT を通して手続きをする場合は JIPT と Cultural Vistas とで申請者の経歴、受入れ機関の作成した研修計画書を審査し、Train USA プログラムの申請要件をチェックすることになる。そして、要件が満たされた場合、Cultural Vistas がこれを承認し、ビザスポンサーとなって DS-2019 を発行する。発行された DS-2019 は、日本の JIPT に送られ、JIPT から申請者の手元へ DS-2019 が届けられることになる。こうして、発行された DS-2019 をもって申請者は、アメリカ大使館にビザ申請を行う。



Train USA プログラムでの研修可能な分野は、実に多岐に渡る。具体的には、ファイナンス、IT 関連、セールス、マーケティング、法律、その他の専門性の高い分野においても幅広く実務研修が可能となっている。

次に、【図 4】に纏めた Train USA プログラムへの申請要件についてであるが、プログラムに参加する資格があるのは、Intern カテゴリーでは、現在学籍を有する日本の専門学校、短大、大学に在学者、または、卒業後 1 年以内の者が対象となる。実務

経歴の要件はないが、その代わりに今までの学習分野とアメリカでの研修内容に関連性が求められる。Intern カテゴリーでの研修期間は、最長 12 カ月までとされている。

図4

#### § Train USAプログラムの申請者資格・条件

1. 研修受入先が既に決定していること。
2. 日本国籍を有する18歳以上の健康な方
3. 研修期間中は、文化交流に努め、**研修期間終了後は、必ず日本へ帰国し、研修の成果を役立てること。**
4. 【Intern】**米国以外**の大学もしくは専門学校に在学、現在研修分野について学んでいること。あるいは、それぞれの学校卒業後、12ヶ月以内であること。  
【Trainee】研修分野に関連のある**米国以外**の大学・専門学校を卒業し、1年以上研修分野の業務に従事していること。または、高校卒業後、5年以上研修分野での実務経験があること。また、原則として申請時に6ヶ月以上研修分野の業務から離れていないこと。
5. 米国での研修生活に必要な英語力を有していること。
6. 研修期間中、米国の法律で定められた条件を満たすCultural Vistas手配の医療事故保険に加入すること。

次に、Trainee カテゴリーについては、研修分野に関連のある米国以外の大学・専門学校を卒業し、1年以上研修分野の業務に従事している者、または、高校卒業後、5年以上研修分野での実務経験がある者が対象となる。つまり、4年制の大学を卒業している場合、修了した学位と実務の関連性があれば、その大学に在学した4年間を実務年数とカウントするので、1年の職歴で申請することが可能という訳だ。一方、この学位と実務経験、または、研修内容との関連性についてであるが、法学部、経営学部、経済学部の学部だと比較的に柔軟に関連しているとみなされるが、文学部、史学部、心理学部等だと、現在就いている職種との関連性を明確化するのが難しく、例えば、大学で心理学を専攻して今はシステムエンジニアをしている場合、学位と現在の業務の関連性が明確でないととられて、5年間の実務経験が求められる場合がある。ちなみに、この Trainee カテゴリーの研修期間は、最長 18 カ月（一部を除く）までである。

また、前職を離職してから6カ月以上経過している場合、実務経験が継続してないとみなされるので注意が必要である。

ここで、両カテゴリーに共通する要件について触れる。まず、「Home Tie」と呼ばれる要件があり、母国と繋がりがあるか審査される。これは、米国移民法は、非移民ビザ申請者も米国に移住する意思がかくされているとの疑いを持って審査される場合があり、こうした場合、移住の意思がないことを申請者側で証明する必要がある。そのために、研修終了後は母国に帰り研修で得た知識を還元することを示すことが必要である。

次に、質問が多く寄せられている、英語能力について触れると、基準は各認可団体によって異なっている。Train USA プログラムへの申請には、TOEIC600点（3年以内

取得)の取得が目安となっている。これが満たされていない場合でも申請することはできるが、審査の過程で Cultural Vistas から直接、英語のインタビューを受けることになる。

英語能力は、アメリカで生活を送り、研修受けるために一定レベルの英語力を持つ必要があり、また、それ以前に、アメリカ大使館での面接の8割以上が英語で行われるため、領事の質問を理解し返答することができることが最低限必要となる。

また、万が一の事故による怪我や病気に備えるため、アメリカ国務省の規定により、Cultural Vistas 所定の保険に加入することが定められている。

一方、研修と業務の内容について触れると、単純労働が研修内容の全体の2割を超えてはならないとされている。これは、アメリカ人労働者の雇用の機会を奪わないよう設けられている規定であるので、注意が必要である。

次に、申請条件の注意すべきいくつかの留意点については、まず、アメリカにF1ビザ(留学ビザ)で滞在し、学位を取得した場合は、アメリカ国外で5年間の待機期間が必要となる。J-1ビザは、非移民ビザのため様々な長期滞在用のビザを取る者に対しては、このような制限を設けている。そして、過去の滞在歴についても注意が必要である。もし半年以上滞在歴がある場合、ケースにより一定期間の待機が必要な場合もある。

最後に、ここ数年で変更された変更点として、以前は一生に一度しか利用することができなかったJ-1ビザプログラムであったが、セカンドJ-1が新設され、2度、3度と、J-1ビザで渡米することが可能になった。ただし、1度目と2度目のJ-1ビザの申請には、2年間の待機期間を終えた後でないと申請できないことになっている。

では、実際に、このTrain USAプログラムを学術機関に於いてどのように活用しているのか、いくつか主だった例を紹介してみる。大学の研究室等では、教授独自のネットワークを使い、アメリカの企業の研究部門や学術研究機関に受入れてもらうことが多いようで、1つの例として、国立大学機械工学系修士課程の学生の場合では、日本の大手自動車メーカーのアメリカ支社で3カ月の研修・研究活動を行って、現場で最先端の電気化学技術の応用手法を学ぶことに活用しているケースがみられた。

別の例としては、国立大学医学部学生が大手製薬会社のアメリカ支社で3カ月の研修・研究の補助、製薬関連セミナーに参加し、最新の科学的知識を身につける目的で定期的に利用されている。

また、情報通信関連会社では、内定した情報理工学系の大学院生を入社前にアメリカにある関連会社に研修に行かせるというケースがあった。内定後入社する前に何故わざわざアメリカで研修をさせるのか、興味があったので聞いてみたところ、これは

単なる「インターンシップ」ではなく、企業に於いて、優秀な人材の採用活動の一環としてこの Train USA プログラムを使い、入社前にアメリカで研究・実務研修の機会を与え、卒業後に即戦力となる人材育成の手段として活用しているということであった。そして、こういうケースは年々増加傾向にある。

次のケースであるが、大学教授である理系の研究者がサバティカル（研究休暇制度）の期間を利用し、アメリカの研究機関で1年の研修に参加するというものである。これは、受入れ機関が民間の研究機関であり、DS-2019の発給権限を持っていなかったため、我々を通して手続きをしたケースであった。

その他国立大学の職員が、産官学連携の知財担当者としてアメリカにある大手特許事務所にて1年の研修に参加するのに利用したり、ホテル科を持つ専門学校では、毎年数名を在籍生、または、卒業生から対象者を選抜し、アメリカにある系列のホテルで実地研修を実施するために利用しているケースもある。この専門学校では、アメリカでの実務研修プログラムを定期的に利用し、学生募集のためのツールの一つとしても活用している。

さらに、Train USA プログラムのほかの活用案を挙げてみると、学術機関の財務担当者が、アメリカの大学の財務、資産運用を習得するための研修、また、学術機関の広報担当者は、学生募集のノウハウを習得するための研修等々もある。

このように、今回紹介した Train USA プログラムには、多様な利用方法があり、大学や社会で身につけた知識や技術を伸展させる有効なプログラムとなっている。

Cultural Vistas では、Train USA プログラムの他の J-1 ビザプログラムとして、学生達に夏季休暇を利用した短期（6週間または8週間）の「Global Career Launch」という研修プログラムも実施している。毎年夏、世界中から集まった学生達（主に中国、シンガポール、韓国そしてイギリス）は、研修地をシカゴ、サンフランシスコ、ワシントン DC の3都市から選び、Cultural Vistas が用意した研修プログラムに参加する。研修内容には、企業におけるビジネスインターン、英語力の強化レッスン、アメリカでの生活体験や観光等が含まれる。国際交流という貴重な経験を通して視野とネットワークを広げるとともに、アメリカの経営技術やビジネスの習慣に触れることができるものとなっている。この体験は、大学を卒業した後、社会で様々な形で役に立つケースが多いということで評価を得ている。是非、日本の若者にも積極的に参加してもらいたいと強く感じている。

上記の他、Cultural Vistas は、外国人のアメリカでの研修・受入れだけでなく、アメリカ人を海外へ送り出すプログラムも実施し相互の交流を図っている。このうち、アメリカ国務省の米国青少年リーダーシップ養成プログラムの一環として、日米水資源保全プログラム（Japan-America Water Stewardship Program: JAWS）というアメリカ人高校生等を対象とした夏季休暇中の約3週間のプログラムがある。このプログラムでは、Cultural Vistas と JIPT が協力し、毎夏日本でアメリカ人高校生30名と

アメリカ人教師3名に、日本との文化交流を通じて日本人が環境問題をどのように認識しているかを学んでもらう。今年は、日本の湖や川がどのように維持管理されているかをテーマに、関連する現場を見学し講義を受け、環境に関する日米双方の考え方の違い等を学習する計画もある。

昨年の参加者は、日本人家庭に宿泊し、日本人の実生活を体験するホームステイを特に楽しんだ様子であった。米国青少年リーダーシップ養成プログラムに選抜されたアメリカ人高校生が素直な柔軟性を持ち、想像以上に意欲的に異文化を受入れる姿勢であったことに驚かされた。若い日本人も高い意識を持ち、どんどん外に目を向けて興味を持ち、異文化を吸収し世界の大舞台に羽ばたける人材となって欲しいと願うのである。

最後に、多くの公私を問わない日本の学術機関が、アメリカにある企業・研究機関でのビジネスインターンシップを既に利用しており、グローバル感覚を養った人材が確実に増えている。前述のとおり、東京大学の秋入学が騒がれているが、今後我々も高校を春に卒業後、秋までの入学前の期間を利用した体験研修や、秋の大学卒業後、春までの入社前の期間を利用したグローバル実務研修等、ケースに応じた研修プログラムの機会を提供し、日本の将来のため、グローバル化に対応できる若手人材強化の一役担うべく、更なる努力をして行きたいと考えている。